

●ほんのひとこと

●出版協副会長 **竹内淳夫**
彩流社

「日本を取り戻す!」安倍自民党政権は 「物言えぬ社会」を目指すのだ!

“何が秘密? それは秘密”——「特定秘密保護法案」の国会審議がいよいよ始まった

出版協では、この「特定秘密保護法案」の概要が発表され、臨時国会に提出されることがはっきりした段階で反対声明を発表した(下記参照)。これまでも、この手の法案は何度も立案され、その度に廃案になってきたものだが、今回は、自民党の圧勝という選挙結果を追い風に、公約の隅にも掲げていなかったものを持ち出してきたのだ。

尖閣列島を巡る中国との緊張関係や北朝鮮の核問題、竹島問題などの懸案を政治的に解決する努力を棚上げにし、危機感を煽った“手軽な愛国主義”に乗って杜撰とも言える法案を作ったのだ。この“杜撰な法”が秩序維持のための“網”としては最も危険なものだということは歴史が証明している。

公明党を取り込むために、取材の保証などの出来レースともいべき修正案を受け入れ、一気にこの臨時国会で成立させようという手法は、“勝てば官軍”という驕りのなにもでもない。

法案の違憲性や危険性の細かいことは、法律関係者の反対声明などにお任せして、私の気になる点だけを挙げて見る。

第一は、特定秘密の定義が明確でなく、しかもその指定の権限が行政の長(所管大臣)にあること。

第二は、漏洩者に最高懲役10年+罰金1,000万円という重罰が加えられること。

第三は、年限を切った秘密事項やその決定過程の公開の原則が明確でないこと。

かつて戦争に導いたわが国の指導者たちは、自らの責任において自分の意志決定について明確な責任を取ろうとしなかった。いわゆる無責任体制と言われた構造の一端は、秘密裏に決定されたものが、そのまま闇の世界に閉じ込められたからである。

公僕たる役人や行政の責任者の行為は、いかなる決定でも公開され、歴史の審判を受けるという緊張感のなかで、行使されなければならない。

その意味では、秘密保護法は情報公開法と完全にセットで提出されなければならないものである。

ところで私は10月22日、40余年ぶりに首相官邸前の集会に参加した。そして29日の日比谷公園の野外音楽堂の集会とデモにも参加した。かつては公園出口から警官隊との小競り合いがあり、各所に装甲車が並び、国会はもとより官邸前には近づくことも出来なかった。デモの参加者にとっては極度に緊張した時間だった。

それに比べれば、官邸前で声を上げられることは、大きな前進? なのだろうか。時代が変わろうとしているときにもかかわらず、参加者の年齢は、この国の現状=高齢化社会と同様に年配者が多かった。

本来、時代の風に敏感でなければならぬ若者たちの声が聞こえない社会、これはどう考えたら良いのだろうか。かつて世界を駆け巡った“反乱の60年代”の後に“ミイの時代”があったのだが、まさかそれが続いているのではあるまい。

今回の「特定秘密保護法」がもし成立したら、それを取り締まるのは警察である。何が秘密か明確にならない場合、拘留されてから罪状を告げられるというとんでもない事態が起きないとも限らないのだ。

一度出来た法律は、すぐ悪用されるとは限らず、10年後15年後に拡大解釈されて利用されるのだ。その良い例が、治安維持法である。忘れた頃に動き出す。そのターゲットは、ネット世代の皆さんでは?

STOP! 「秘密保護法」11・21大集会が日比谷公園の野外音楽堂で行われます(詳細は実行委員会のHP参照・下記)。国会を包囲する大デモに参加してみませんか。

●「特定秘密保護法案」に反対する声明

2013年10月10日

政府は「特定秘密保護法案」の概要を9月3日に発表して、10月の国会に提出しようとしている。この法案は、これまで何度も立案されては国民が何とか廃案に持ち込んできた「国家機密法」と呼ばれたものの復活である。2011年には「秘密保全法」として再度提出され、出版協は反対声明を出した。多くの反対があり、これも廃案になった。

今回の「特定秘密保護法案」は、概要発表が国会提出1か月前であり、国民へのパブリックコメントの募集も2週間と非常に短い、一方的で強引なやり方であった。よせられたコメントは9万件にのぼり、その8割は、国民の知る権利が損なわれるとした反対意見であったという。政府は反対のコメントを精査し、法案提出をやめるべきである。

法案は国の防衛・外交・安全脅威活動の禁止・テロ活動の防止を対象として「特定秘密」を指定するとしているが、それは行政の「長」が指定することになっている。防衛相や外相は恣意的に特定秘密を指定し、さまざまな情報を国民の眼から隠すことができる。また何が特定秘密にあたるかが、国会や裁判所でチェックできない。秘密指定は30年間続く。特定秘密の定義が曖昧なままその判断が行政の「長」に任されるのはきわめて危険なことである。

安全脅威やテロの分野も解釈次第で、市民レベルの活動にまでも処罰対象になりかねない。特定秘密を取得する行為(内部告発)について、未遂・

共謀・教唆・煽動の処罰規定があるからだ。特定秘密を漏らした場合、懲役10年の重罰を科していることも驚きである。現在の国家公務員法では1年、自衛隊法でも5年である。現行法でも十分に対処できるのに、新たな重罰規定は国家公務員への威嚇行為である。

さらに法案は特定秘密を扱う人への「適正評価制度」を導入しようとしている。人の監視を強化することによって情報漏洩を防ごうとするものであるが、調査項目は多岐にわたっている。国籍、外国への渡航歴、ローンの返済状況、精神疾患など、対象も公務員や受託業務を受けた民間人、その家族、友人にまで及ぶ可能性がある。このような「適正評価制度」はプライバシーの侵害であり、到底容認できない。

現在でも国家公務員法の秘密漏洩罪など国家秘密を守る刑事規定は存在している。この上にさらに、政府は特定秘密の範囲や処罰対象を広げようとしている。公務員・市民が処罰を恐れ、メディアの取材に応じにくくしているのである。民主主義には行政情報の情報公開こそが必要なのであり、情報公開の世界的潮流に逆行しているのである。

「特定秘密保護法案」は、報道・出版の自由を制約し、国民の知る権利を侵害する危険な法律であり、悪用が懸念される法律を新たに作る必要はない。断固反対するものである。